

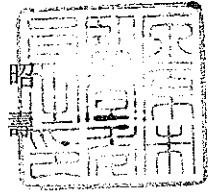


庄原市監査委員告示第1号

平成22年5月25日付け庄原市監査委員告示第3号で公表した定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成23年3月14日

庄原市監査委員 藤原公
同 名越峯





庄 管 第 3 4 6 号
平成 2 3 年 3 月 3 日

庄原市監査委員 藤原公昭 様
同 名越峯壽 様

庄原市長 滝 口 季 彦



平成 21 年度監査結果（定期監査）に対する措置について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり措置を講じたので、通知します。

平成21年度監査結果報告(定期監査)の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
[各所管課・室共通] (1)事業計画書及び事業報告書について	各事業年度において基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書については、指定管理業務の実施計画書であり、適正な計画となっているか確認することが必要である。 また、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業報告書については、計画が達成されているか検証することが重要である。 上記のことに留意され、適正な事務執行に努められたい。	基本協定に基づいて提出される事業計画書の内容の確認を徹底する。 また、基本協定に基づいて提出される事業報告書により、計画の達成の検証を行う。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(2)業務実施状況の確認について	指定管理施設の管理の適正を期するためにも、各事業年度において基本協定に基づき業務と経理の実施状況の現地確認に努められ、是正すべき点は改めるよう指定管理者を指導されたい。	基本協定に基づき、平成22年度からは業務と経理の実施状況の現地確認を行うとともに、是正すべき点は改めるよう指導する。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
(3)業務の第三者による実施について	指定管理者は指定申請時に市へ提出した事業計画書において、管理業務の一部を第三者により実施させることを計画しているが、委託業者等の決定後、基本協定に基づき書面により市の承諾を受け管理業務を第三者に実施させるよう指定管理者を指導されたい。	基本協定に基づき、平成22年度からは書面により市の承諾を受け管理業務を第三者に実施させることを指定管理者と確認した。	
(4)指定管理料の支出について	年度途中で指定管理料を支出する場合、会計規則に基づき概算払で支出し、債務確定後に精算をされたい。なお、概算払は会計年度独立の原則の例外とならないため、会計上の精算手続きは年度内に行われたい。	会計規則に基づき、概算払で支出し、債務確定後精算する。また、会計上の精算手続きは年度内に行う。	地方自治法 庄原市会計規則

<p>(5) 行政財産の目的外使用について</p>	<p>施設利用者の利便性を向上することを目的として、自動販売機が設置されている指定管理施設については、公有財産管理規則に基づき市の許可手続きを講じるよう指定管理者もしくは自動販売機設置業者を指導されたい。</p>	<p>指定管理施設に自動販売機を設置する場合、公有財産管理規則に基づき、市の許可手続きを講ずるよう指定管理者又は自動販売機設置業者を指導する。既に自動販売機が設置されている施設については、速やかに許可手続きを講ずることを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市公有財産管理規則</p>
<p>[管財課] (1) 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免について</p>	<p>行政財産使用料条例第 6 条第 5 号の規定(市長が特別な理由があると認めるとき)により施設内の自動販売機設置に係る行政財産使用料を減免したものが見受けられた。公平性の確保のうえからも、明確な減免基準を示されたい。</p>	<p>公平性の確保の観点から行政財産使用料条例第 6 条第 5 号の規定(市長が特別な理由があると認めるとき)により施設内の自動販売機設置に係る行政財産使用料を減免する場合の明確な基準を検討し示すものとする。</p>	<p>庄原市使用料条例</p>
<p>(2) 指定管理事務マニュアルについて</p>	<p>指定管理事務は、関係法令等に加え、平成 17 年 8 月に企画課が示した「公の施設の指定管理者制度導入・運用について」に基づいて行われている。しかし、指定管理者制度創設から 6 年経過する現在、内容の検証を行い適正な更新を検討されたい。</p>	<p>内容の検証を行い、指定管理者制度導入運用マニュアルの適正な更新を検討する。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>(3) ホームページへの指定管理者制度の掲載について</p>	<p>平成 15 年 6 月に指定管理者制度が法制化され、本市の指定管理施設は平成 21 年 11 月現在 186 施設で、今後さらに増加が見込まれている。広報紙等により、指定管理者制度の周知を図られてきたところであるが、ホームページに指定管理者制度に関する記事が未掲載となっている。指定管理者制度の目的や指定管理施設等を広く周知するため、指定管理者制度に関する記事をホームページに掲載されたい。また、施設の利用促進を</p>	<p>指定管理者制度の目的、導入施設の一覧等をホームページに掲載する等、指定管理者制度について広く周知することを検討する。</p>	

	<p>図るうえからも、多様な広報の方法を検討されたい。</p>		
<p>[自治振興課] (1)事業報告書について ア(庄原市庄原自治振興センター外7自治振興センター指定管理事務)</p>	<p>収支決算書の収入及び支出の科目について各自治振興センターで任意に設定されているため、各自治振興センター間の経理状況の比較ができない状況となっている。自治振興課が経理規定を示し、自治振興センターにおいて統一した経理となるよう改善されたい。</p>	<p>各自治振興センター指定管理者に対し、収支決算書について、市の示した科目により作成するよう指導し、事業報告書提出時にその確認を行うこととした。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>イ(庄原市東自治振興センター指定管理事務)</p>	<p>指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。 指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>自治振興センター指定管理者に対し、自治振興区一般会計と指定管理業務会計を区分するよう指導を行い、事業報告書提出時にその確認を行うこととした。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>ウ(庄原市峰田、敷信、東、山内自治振興センター指定管理事務)</p>	<p>収支決算書に利用料金の収入科目がなかった。利用料金徴収施設として条例で定めている場合は、利用料金の収入がなかった場合でも、収支決算書の収入の科目に利用料金がゼロであったことを記載するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>利用料金徴収施設として条例で定めている場合は、利用料金の収入がなかった場合でも、収支決算書の収入の科目に利用料金がゼロであったことを記載することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>[市民生活課] (1)管理施設の許可業務について(庄原市ふれあいセンター、西城及び東城ふれあいセンター指定管理事務)</p>	<p>指定管理者は施設の一般使用の許可業務のみで、営利、宣伝等での使用については、市が使用許可業務を行っている。基本協定に基づき、営利、宣伝等での使用についても許可業務を行うよう指定管理者を指導されたい。 なお、施設利用者が営利、宣伝等で使用する場合、市が発行した納付書により、指定金融機関等に使用料を納付しているが、施設利用者の利便性を考</p>	<p>基本協定に基づき、営利、宣伝等での使用についても許可業務を行うよう指定管理者を指導する。 なお、施設利用者が営利、宣伝等で使用する場合には、指定管理者による利用料金制度の導入を検討していく。</p>	<p>庄原市ふれあいセンター設置及び管理条例</p>

	慮し、指定管理者による施設使用料の徴収業務を検討されたい。		
(2)事業計画書について (庄原市ふれあいセンター外9施設指定管理事務)	基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。	基本協定に基づく事業計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認する。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
[環境衛生課] (1)事業報告書について (庄原市資源化施設、一般廃棄物最終処分場指定管理事務)	事業報告書の中の業務実績を確認したところ、指定管理業務が適正に実施されているか検証することが困難であった。業務実績についての詳細な資料を提出するよう指定管理者を指導されたい。	人員配置、勤務実績等について、指定管理業務が適正に実施されているか確認するため、平成22年度事業から実績報告するよう指定管理者を指導した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
[女性児童課] (1)事業報告書について (庄原市立北、三日市保育所指定管理事務)	収支決算書を見たところ、事務費として人件費に15%を乗じた額が計上されていた。収支決算書には、収入及び支出の事実に基づく額を記入するよう指定管理者を指導されたい。	平成21年度事業報告から収支決算書に収入及び支出の事実に基づく額を記入するよう指定管理者を指導した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
[都市整備課] (1)事業報告書について (庄原市上野総合公園指定管理事務)	ア 業務実施報告書を確認したところ、一部の業務において仕様書どおりに行われていなかった。業務の履行状況を確認するとともに、実施しない場合は、今後、書面で事前に申し出、報告を行うよう指定管理者を指導されたい。	平成21年度については、業務実施報告書により、仕様書のとおりに行われていることを確認した。引き続き、年度中途において、業務の履行状況を随時、確認するとともに、仕様書のとおりを実施できない場合等については、書面で事前に申し出、報告することを指定管理者と確認した。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
	イ 指定管理料に共催事業の経費が積算されているが、委託事業と推察されるので費目等を検討されたい。	指定管理者との共催事業は、現在、実施しておらず、指定管理者の自主事業のみ実施しているところである。自主事業については、協定書に指定管理者が、自主の財源で実施するとあり、指定管理料を財源として実施することのないよう指定	

		<p>管理者を指導した。</p> <p>また、今後、指定管理者との共催事業を実施する予定がある場合は、適切な費目等により予算措置した後、実施する。</p>	
<p>[西城支所地域振興室]</p> <p>(1)事業計画書について (庄原市ひば道後山高原荘指定管理事務)</p>	<p>基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。</p>	<p>平成 22 年度事業から基本協定に基づく事業計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>(2)事業報告書について (庄原市ひば道後山高原荘指定管理事務)</p>	<p>ア 指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分して収支決算書を作成するよう指定管理者を指導し、平成 21 年度事業報告書から指定管理施設部分（宿泊施設、会議室等、多目的コート）と指定管理施設部分以外（飲食、売店、入浴、自動販売機、その他売上）に区分し、収支決算報告書の提出を受けている。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
	<p>イ 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていなかった。適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 22 年度事業から庄原市観光交流施設設置及び管理条例別表第 2 に規定する項目別に、使用料の内訳資料を提出することを指定管理者と確認した。</p>	
<p>[東城支所保健福祉室]</p> <p>(1)事業計画書について (庄原市立東城保育所指定管理事務)</p>	<p>基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。</p>	<p>平成 23 年度事業から基本協定に基づく事業計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認する。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>

<p>[東城支所環境建設室] (1)管理施設の修繕について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）</p>	<p>1件5万円以上の管理施設の修繕について、指定管理者と市は口頭により協議していたとのことであるが、基本協定に基づき、書面により協議されたい。 また、基本協定に定められた修繕に関する実績報告書が提出されていなかったため、指定管理者を指導するとともに、適正に精算されているか検証されたい。</p>	<p>1件5万円以上の管理施設修繕は、基本協定に基づき、書面により市に協議するよう指定管理者を指導した。 また、平成21年度の修繕費については、基本協定に定められた修繕に関する実績報告書により、適正に精算されていることを確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>(2)事業報告書について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）</p>	<p>ア 人件費、事務費等の科目を設けているが、科目の内訳が記載されていないため、指定管理業務に関する会計が適正に執行されているか把握が困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として添付するよう指定管理者を指導するとともに、適正に執行されているか検証されたい。</p>	<p>平成21年度実績報告書は、指定した様式により整理するよう指導し提出させた。 今後も指定した様式により整理することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例 庄原市都市公園条例</p>
	<p>イ 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていなかった。適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成21年度の徴収内訳を提出させ、利用料金収入額を確認した。 今後は利用料金収入額の徴収内訳を提出することを指定管理者と確認した。</p>	
<p>(3)指定管理料の支出について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）</p>	<p>6月に指定管理料全額が支払われていた。他施設と同様に四半期ごとの概算払に変更されたい。</p>	<p>平成22年度から他施設と同様に四半期ごとの概算払に変更した。</p>	
<p>(4)利用料金の決定について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）</p>	<p>指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを指定管理者と確認した。</p>	<p>地方自治法 庄原市都市公園条例</p>

<p>[高野支所地域振興室] (1)管理施設の修繕について（庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務）</p>	<p>1件5万円以上の管理施設の修繕について、指定管理者と市は口頭により協議していたとのことであるが、基本協定に基づき書面により協議されたい。</p>	<p>1件5万円以上の修繕について、基本協定に基づき、書面により協議することを指定管理者と確認した。</p>	
<p>(2)利用料金の決定について（庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務）</p>	<p>指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを指定管理者と確認した。</p>	<p>地方自治法 庄原市農業振興施設設置及び管理条例</p>
<p>[高野支所市民生活室] (1)事業報告書について（庄原市高野福祉保健センター指定管理事務）</p>	<p>ア 収支決算書を見たところ、指定管理業務とその他の業務の会計を合算し、収支決算書が作成されていたため、約800万円の赤字決算となっていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
	<p>イ 自動販売機の電気代について、利用料金収入として計上されていたので、その他収入で計上するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>自動販売機の電気代について、その他収入として計上することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市高野福祉保健センター設置及び管理条例</p>
	<p>ウ 人件費、保守料等の科目を設けているが、科目の内訳が記載されていないため、指定管理業務に関する会計が適正に執行されているか把握が困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として添付するよう指定管理者を指導するとともに、適正に執行されているか検証されたい。</p>	<p>平成21年度事業報告書には別紙として科目の内訳を収支決算書に添付させ、指定管理業務に関する会計が適正に執行されているか確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>

<p>[総領支所地域振興室] (1)事業報告書について (庄原市ふるさとセンタ ー田総指定管理事務)</p>	<p>ア 食事代に係る収入が、利用料金収入として計上されていたので、その他収入で計上するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 22 年度から食事代に係る収入はその他収入として計上し、利用料金と区分することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市交流研修施設設置及び管理条例</p>
	<p>イ 指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 22 年度から指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成することを指定管理者と確認した。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
<p>(2)指定管理料の支出について (庄原市総領リストア・ステーション外 3 施設指定管理事務)</p>	<p>指定管理料を 5 回に分けて支払っているが、基本協定に基づき 4 回に分けて概算払されたい。</p>	<p>基本協定に基づき、4 回に分けて概算払を行う。</p>	
<p>(3)利用料金の決定について (庄原市里山総領特産品加工施設指定管理事務)</p>	<p>指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>地方自治法及び基本協定に基づき、利用料金の額の決定にあたっては、事前に市の承諾を受けることを指定管理者と確認した。</p>	<p>地方自治法 庄原市農業振興施設設置及び管理条例</p>
<p>[教育委員会生涯学習課] (1)事業報告書について (庄原市総合体育館外 4 施設指定管理事務)</p>	<p>ア 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていないため、適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 22 年度から利用料金収入額の徴収内訳を確認するため、徴収内訳資料を提出するよう指定管理者を指導する。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>
	<p>イ 指定管理者はストーブ使用料として燃料代の実費相当分を施設利用者から徴収しているが、条例に基づかない使用料の徴収であるため、適正な徴収となるよう検討されたい。</p>	<p>指定管理者所有のストーブを利用者へ提供しているものであり、燃料代実費分を徴収し、燃料購入に充てている。 自主事業として整理し、別途報告するよう指導する。</p>	

